農業災害補償法の一部を改正する法律案について

背景

- 〇 現行の農業災害補償制度については、①自然災害による収量減少が対象であり、価格低下等は対象外、②対象品目が限定的で、農業経営全体をカバーしていない等の課題
- 農業の成長産業化を図るため、自由な経営判断に基づき経営の発展に取り 組む農業経営者のセーフティネットとして、個々の農業者ごとに農業収入全 体を見て総合的に対応し得る新たな保険制度を創設

法案の概要

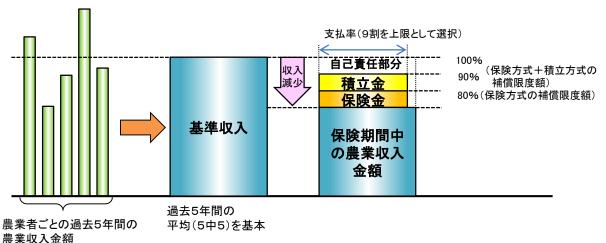
1. 法律名を「農業保険法」に変更

2. 農業経営収入保険事業の創設

- (1) 保険資格者は、青色申告を行い、経営管理を適切に行う農業者 (第176条)
- (2)保険期間中の農業収入金額が、基準収入の一定割合を下回った場合に、その下回った金額の一定割合の金額を支払う (第181条、第182条)
- (3) 事業主体は、全国を区域とする農業共済組合連合会 (第175条)
- (4) 政府は、保険料・積立金の一部を国庫負担するほか、再保険を実施

(第16条、第18条、第204条)

※上記のほか、保険金額、保険料率、保険金の算定方法、保険期間、免責に関する 規定等を整備



3. 農業共済事業の見直し

- (1) 農業をめぐる諸情勢の変化を踏まえ、農作物共済について、当然加入方式を、 任意加入方式に移行(第135条(旧第16条))
- (2)農業者が補償内容を選択できるよう、家畜共済を死廃共済と病傷共済に分離 (第97条)
- (3) 農業者負担の公平化に資するよう、共済掛金率を危険段階別に設定する方式を義務化 (第137条等)
- ※ 上記のほか、今後の保険ニーズの変化に対応して、引受方式など事業の細目を弾力 的に設定できるよう、原則を法律に規定し、細部は政省令に委任